

地域医療支援病院について

地域医療支援病院とは

地域医療支援病院制度は、医療施設機能の体系化の一環として、地域医療の充実と効率的な医療提供体制を確立する上で医療機関の適切な役割分担と業務連携が重要であるとの認識のもと、患者に身近な地域でかかりつけ医等が第一線の医療を担い、地域医療支援病院はこれらへの支援を通じて地域医療の確保を図るものとして、平成9年の第3次改正医療法に位置づけられたものである。

その機能としては、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施をはじめ、救急医療の提供や地域の医療従事者に対する研修を実施することが求められており、病床規模が原則200床以上の病院から、病床の種別を問わず、精神科等単科の病院であっても地域における医療の確保のために必要であると認められるときは、「地域医療支援病院」の名称を称することを都道府県知事が承認する制度であり、平成30年12月末現在において大阪府内で36の病院が承認されている。

【地域医療支援病院の主な承認要件】

大阪府内で地域医療支援病院の承認を得るためには、法定要件等に加え以下の項目を満たす必要がある。（「法定要件等」には国の通知を含む。）

1. 各二次医療圏における適正な配置を調整するため、保健医療協議会での同意を得ること。
2. 病診連携確保の観点から紹介と逆紹介患者の均衡が取れており、地元医師会の推薦を受けていること。（要推薦書）
3. 他の病院または診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。
 - ・ 3種類ある紹介率・逆紹介率にかかる承認要件のうち、いずれかを満たすこと
 - ① 紹介率が80%以上であること
 - ② 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること
 - ③ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること
4. 承認を希望する病院が近隣の診療所（同一の開設者又は特別の関係にある者が開設する診療所）に外来機能を分離している場合において、当該病院と診療所が外形上一体性を有しているときには、病院及び診療所における患者数を合算して算定した上で、紹介率等の要件を満たしていること。

なお、外形上一体性を有しているときは次の各号に定めることをいう。

- ① 承認を希望する病院における外来機能の大部分を診療所に移行している場合
- ② 診療所の外来患者数が承認を希望する病院のそれを上回る場合

- ③ 承認を希望する病院が院内での案内、ホームページ等で外来患者を診療所へ誘導している場合
 - ④ 承認を希望する病院において外来の表示、外来診察室の数等病院規模に応じた外来機能がない場合
 - ⑤ 上記①～④に準ずる場合
5. 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械または器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究または研修のために利用させるための体制が整備されていること。
 6. 救急医療を提供する能力を有すること。
 - ・地域の救急搬送件数の5%以上を担うこと
 - ・救急自動車により搬送された患者数が年間1,000件以上であること
 - ・救急告示を受けていること及び救急用自動車を有することを含むこと
 7. 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 - ・年間12回以上（申請を行う年度の前年度）の研修を主催していること（当該病院以外の医療従事者が参加）
 8. 原則200床以上であること。ただし、病床の種別は問わない
 9. 必要な構造設備・施設を有すること。
 10. 当該病院に勤務しない学識経験者をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること。
 - ・委員会は定期的（最低四半期に1回程度）に開催すること
 11. 当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。
 12. 知事の重大違反事項通知を受ける等重大な法令違反を行った開設者は、その事実が改善されたと認められる日から起算して5年を経過するまで承認申請をできないこと。
 13. 承認後に紹介率等が年度平均で承認時の要件を下回る等、法定要件等及び上記承認要件を欠くに至った場合は、自主的に地域医療支援病院を辞退すること。（要誓約書）
 14. 承認後に移転する場合において、移転後の新病院においても法定要件等及び上記承認要件をすべて満たすと認められる場合は、当該病院において地元医師会の同意を得た上で承認を継承すること。

この他関係法令に定める要件をすべて満たしたうえで大阪府に申請することとなり、申請後に検査および大阪府医療審議会（病院新增設部会）への諮問を経て、その結果承認するか否かを決定する。